

# 副詞的修飾関係の概念規定

井 本 亮

キーワード：副詞的修飾関係，修飾限定，意味範疇，集合，要素

## 要 旨

副詞的修飾研究における理論的側面は現象の記述的研究に比べて立ち遅れてい  
るが、先行研究の言説に重要な示唆が含まれていることも確かである。本稿では、  
先行研究の知見を集積し、副詞的修飾関係の成立に関わる修飾・被修飾成  
分間の意味的関連性、修飾限定における被修飾成分の素材概念の範疇性という  
性質を抽出し、このふたつの性質の概念規定を集合論の観点から再規定する。

## 1. はじめに

1980 年代以降の副詞研究では、共起関係や用法上の対立関係、分布の偏りを観察  
することによって各現象を記述し、修飾成分の意味や用法を分類、体系化していく  
分類法的接近法が採用されてきた。これによって、命題との関係における副詞の境  
界画定<sup>\*1</sup> や命題内における副詞的修飾成分の階層的共起関係<sup>\*2</sup>、程度副詞の下位分  
類<sup>\*3</sup> などが指摘され、副詞的修飾成分の記述的体系の精密化によって副詞研究は大  
きく進展した。

しかし、こうした方法論を採用した場合、副詞的修飾成分<sup>\*4</sup> による被修飾成分の  
修飾という構文的関係の本来的な性質、特に副詞的修飾関係の主要な意味機能である「修飾限定」<sup>\*5</sup> の内実そのものを明確にするという動機づけは低く、修飾限定の  
構文的・意味的概念規定を確定するという試みは、事実上、棚上げされてきたとい  
ってもよい。修飾限定の概念規定については、1970 年代までの日本語文法論や構文  
論においてたびたび言及されはしたが、各研究者の見解から一般性の高い概念規定  
を抽出する作業が十分に行われていたとはいえず、その概念規定は各研究者の逐次  
的な措定として言及されるに留まっているというのが現在までの情況であったと思  
われる。そこで本稿では、修飾限定に関する先行研究の各見解の整理し、そこから  
得られる示唆をもとに、修飾限定を中心とする副詞的修飾関係の再規定を試みる。

## 2. 修飾限定に関する見解

副詞的修飾における修飾限定の概念規定はなかば定説化している。端的に言えば、修飾限定とは「被修飾成分の意味内容を限定し、詳しくすること」であって、これと大きく異なる規定を提示する論考は、管見の限り見られない<sup>6</sup>。そしてこの見解は1870年代にすでに示されており、1990年代の言説も基本的に変わらない。

- (1) 副詞は、動詞或は形容詞の現したる、形状情態を猪精く示すものにして、常に動詞及び形容詞に副ひたる詞なり。 (田中 1874 3卷 24一〇)
- (2) 副詞ハ、其ノ詞獨立タズ、每ニ動詞ノ上ニ在リテ、以動詞ノ模様ヲ精密ニ形ス。 (中根 1876 下巻 22 一ウ)
- (3) 内面的には用言の意義を制限し、外部的には用言に依存す。<sup>7</sup> (山田 1908 p.884)
- (4) 修飾関係とは如何なることであるか。修飾関係といふことは単に外から之を粉飾することではない。外部的に只貼附する如きではない。内在的なるものを抽出して之を外に明示する意味のものでなければならぬ。 (堀 1941 p.87)
- (5) ある素材的意義を持つ語に他の素材的意義を重ねて、その内容に限定を加え、結果として、描き上げられる内容が対象となる素材に関してより豊かになっているような構文関係が見られる場合、二つの素材的成分の関係を“修飾”的関係と呼ぶのである。 (橋本四郎 1975 p.152)
- (6) 修飾語というのは、それが付け加えられることによって、主要語の適用範囲をその分だけ狭める働きをするものであるということになる。 (安井 1983 p.11)
- (7) 一方、連体、連用を通じて、その主要素への「かかり」方を、主として意味の方向から観察すると、すくなくとも二つの種類が識別される。
 

ひとつは、主要素が意味的に非自立的、不完全であって、従要素がその意味内容を補充する働きをしている場合であり、いまひとつは、主要素が意味的に不完全なわけではなく、自立的であり、従要素はただその意味内容を詳しく述べるために付加されていると理解される場合である。(中略) 後者の場合、従要素の働きを「修飾」といい、その従要素を「修飾語(句、節)」とよぶ。

(寺村 1991 p.231)
- (8) 修飾語：modifier =他の文の成分に付加されて、その意味を限定したり、説明したりする文の成分または成分素をいう。 (『日本語学キーワード辞典』p.211)

いわゆる明治文典と呼ばれる田中（1874）や中根（1876）の当時から、副詞的修

飾成分による意味的機能が被修飾成分の修飾限定であること、そしてそれが副詞の品詞論的規定に用いられていたことがわかる。しかしながら、その後の副詞研究は品詞論や文法体系内における副詞の位置づけを規定する方向に向かったため、結果的には、上述のような言説が散発的に繰り返されるに留まってきたといえる<sup>8</sup>。

とはいっても、先行研究からは意味操作としての修飾限定の特性に関する示唆的な言説を見出すことができる。すなわち、「修飾成分と被修飾成分との意味的関連性」と「被修飾成分の素材概念の範疇性」である。次節以降では、先行研究において示唆される、このふたつの性質について整理する。

## 2.1. 修飾限定の特性1：修飾成分と被修飾成分との意味的対応関係

副詞的修飾関係における主要な意味操作である修飾限定の特性のひとつは、修飾成分と被修飾成分との間に何らかの意味的関連性が認められるということである。先行研究では、この性質の内面について考察を深める試みがなされてこなかったが、このような情況について、石神（1977）は次のように指摘する。

(9) 対する二語のうち先行する語を修飾語、後行する語を被修飾語とし、修飾語は被修飾語を「修飾する」ないしは「限定する」というだけで、その内部構造に関しては言及されることがなかったのである。 (石神 1977 p.55)

前述したように、副詞的修飾関係において、修飾成分が被修飾成分の意味を修飾限定するということは概ね見解の一致を見ていたが、修飾限定という意味操作の内実についてはほとんど検討されていない。石神は、北原（1973, 1975）による補充成分と連用修飾成分の弁別<sup>9</sup>を支持しながらも、両成分の構文論的弁別のためには「それぞれの構文関係の成立の原理、及びその内部構造が明確にされなければならないのである（同）」と主張する。北原の一連の構文研究によって、連用修飾成分には構文論的な位置付けが与えられたのであるが、それは補充—統括関係の析出に伴う結果的産物であった。したがって、修飾関係の内実についてはほとんど言及されていないという石神の指摘は当を得ていると思われる。

そこで、石神は〈内的論理構造〉と呼ばれる補充—統括関係と、修飾—被修飾関係の各関係概念を構造化する理論装置を提案する。ここでは修飾関係の〈内的論理構造〉について概観する。石神はまず、被修飾成分となる動詞と形容詞それぞれに〈質的層構造〉が備わるとする。動詞は実質的な意義的側面である〈意義質〉と事態の展開を表す形式的側面である〈展開質〉を備えるが、形容詞はこの〈展開質〉

を持たない。この質的層構造の相違は、〈展開質の層〉に関わる修飾成分「しだいに、じょじょに」との共起可能性を説明する。動詞述語(10)–(13)と形容詞述語(14)(15)では、副詞的修飾成分「しだいに、じょじょに」との共起可能性が異なる。これは修飾関係が〈展開質〉に關係するため、〈展開質〉を持たない形容詞と修飾関係を成立させることができないためである<sup>10</sup>。

- (10) しだいに柿の実が赤くなる。 (同(23))
- (11)じょじょに柿の実が赤くなる。 (同(24))
- (12) しだいに柿の実が赤らむ。 (同(25))
- (13) じょじょに柿の実が赤らむ。 (同(26))
- (14)\*しだいに柿の実が赤い。 (同(21))
- (15)\*じょじょに柿の実が赤い。 (同(22))

このように、石神は修飾関係の成立と修飾限定のあり方を、修飾成分が具有する〈意義質〉と被修飾成分が具有する〈意義質〉との対応関係の成立、「〈意義質〉の合同化」と考え、次のように分析する。

- (16) この種の語（=情態副詞。引用者注）は、被修飾語である述語動詞との間に〈意義質〉の階層関係が存立する範囲において、〈意義質の層〉の対応関係が結ばれ、属性の立体的表現をなしているのである。そして意味的には、〈意義質の層〉の合同化による内包の拡大された属性をとらえることになるのである。この〈意義質〉の合同化という面をさして、従来、修飾語が被修飾語を「修飾する」「限定する」と言って来たのである。 (同 p.60)

つまり、修飾限定とは、修飾成分の意義によって被修飾成分の意義の外延を制限し、内包を拡大するということである。さらに石神は、(17)–(19)のような〈意義質の層〉の合同化の具体例を挙げ、(20)のような分析によって、両者の意味的関係を規定する。

- (17) 雨がザアザア（と）降る。 (同 p60(30))
- (18) 太陽がギラギラ（と）輝く。 (同(31))
- (19) 太陽がザアザア（と）輝く。 (同(32))
- (20) 動詞の属性が示す〈意義質の層〉との関係で、その個別的抽出と認定できる関係にある場合、つまり修飾語の〈意義質〉を被修飾語である動詞の〈意義

質)が、階層関係として含むものとして把握可能な場合に限り、修飾関係として意味的に成立するのである。 (同)

(19)の文はふつう意味的に成立しない<sup>\*11</sup>。これを意味的に成立しない(修飾関係が成立しない)と解釈できるのは、修飾関係の成立には修飾成分の意味が被修飾成分の意味から抽出される、つまりその中に含まれるという関係にあることが必要であるからである。修飾成分「ザアザアと」の意味は被修飾成分「(太陽が)輝く」の意味には含まれないので修飾関係が成立しないというのが石神の分析である。

このような、修飾成分と被修飾成分との意味的関連性が修飾関係の成立要件になることは、橋本四郎(1975)や渡辺(1983)も指摘している。

(21) 修飾という構文上の概念を素材的意義と素材的意義との意味関係と限って考えるならば、修飾語となる語が被修飾語として求めうる範囲に語彙的限定があり、逆に被修飾語が修飾語として受け入れうるものにも語彙的限定があるのは当然なのである。

雨がざあざあ降る。

とは言えても

花がざあざあ咲く。

とは言えないし、… (後略)

(橋本 1975 p.164)

(22) 例えば「清らかな」という形容動詞の連体形は、体言を限定するための形の一つだが、

清らかな→泉・瞳・態度

といった体言との結合なら可能だが

×清らかな→東・洪水・真似

といった体言との結合は普通には可能でない。いわゆる共起制限である。これは、一つの観念語の表す意義と、もう一つの観念語の表す意義とが、常識的に無縁である場合には、両者は意義的に結合し難い結果を招く、という、当然の事実なのであるが、… (後略)<sup>\*12</sup> (渡辺 1983p.7)

このように、こうした意味的関連性は従来から指摘されるところである。しかし、橋本四郎の「被修飾語として求めうる範囲」、「修飾語として受け入れうるもの」、渡辺の「常識的に無縁である場合」、「意義的に結合し難い結果」といった言説は、概念規定として採用するには厳密性に欠ける点がある。どのように求める／受け入れるのか、どのように結合するのかといった問題には言及されない。一方、石神の

議論にも同様の問題があり、また概念や用語の独自性が一般性を妨げているくらいがあるものの、理論装置の導入によって修飾限定という意味的関係を形式的に規定しようとする点は評価できる。いずれにせよ、修飾限定における意味的関連性の要件が、副詞的修飾研究の大前提のひとつとして措定されてきたことは確かであり、不明確な措定に留まっていたこともまた確かである。

## 2.2. 修飾限定の特性 2：被修飾成分の素材概念<sup>\*13</sup> の範疇性

修飾限定のもうひとつの性質は、修飾関係における意味的関連性要件よりも暗示的ななかたちで、しかし複数の言説において示唆されている。それは、修飾限定を受ける被修飾成分の意味が範疇、つまりひとつの意味的なまとまりとして捉えられるということである。例として、北原（1981b）の言説を引用する。

- (23) (1) 雨に しつとり ぬれる。
- (2) 戸を トントン たたく。
- (3) きびしく 叱る。
- (4) 笑顔で ほめる。
- (5) 熱心に 本を読む。

などの傍線を施した文の成分は、いずれも情態修飾成分である。（中略）(1)は、「ぬれる」という動作の情態、つまり「ぬれ方」が「ぐっしょり」でも「びっしょり」でも「ずぶずぶに」でもなく、「しつとり」だというのである。(2)は、「戸をたたく」、その「たたき方」が「トントン」であるというのである。

（北原 1981b p.224）

- (24) とても ゆっくり

というのは、「ゆっくり」という情態の程度が、「かなり」でも「やや」でもなく「とても」であると修飾限定しているのである。（中略）たとえば、

やや 右

というのは、ある基準から右への広がりが、「すごく」や「ちょっと」ではなく「やや」であると修飾限定しているのである。  （同 p.232）

北原は修飾限定について多くを論じてはいないが、(23)(24)の言説で重要なことは、実現している副詞的修飾成分「しつとり」や「とても」「やや」に対立する修飾成分の潜在的候補が前提として設定されていることである。「しつとり」に対して「ぐっしょり、びっしょり、ずぶずぶに」が例示され、「とても」「やや」に対して

て「かなり、すごく、ちょっと」が例示されていることは、一見自明のことではあるが、修飾限定の本質を考える上での多くの示唆に富むものである。

上例において「しっとり」に対して「きびきび」や「もぐもぐ」が候補として例示されることは直観的ない。「しっとり」に対して「ぴっしょり」などが対立要素として設定されても「もぐもぐ」が設定されないということは、修飾関係には、修飾限定を行う修飾成分と被修飾成分との間の意味的関連性だけではなく、修飾成分の素材概念と対立する他の素材概念との関連性も同時に含意されているということを示している。似たような事情が暗示された例を寺村（1991）から引用する。次の(25)(26)は擬態語・擬音語と述語との副詞的修飾関係を例示したものである。

(25) ゆっくり

のんびり

さっさと

せかせか

よろよろ

よたよた

よちよち

のっしのっしと

(26) わっはっはと

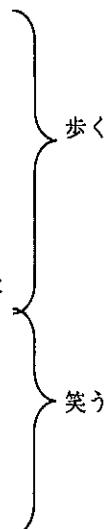
にっこり

にこにこ

にやにや

くすくす

くすりと



(寺村 1991 p.283(148))

(同(149))

日本語では、動詞が表す意味をさらに細分化し類型的特徴として表現する際に副詞的修飾成分による修飾限定によって表されることがある<sup>\*14</sup>。(25)の副詞的修飾成分「よちよち、のっしのっしと」などは動詞「歩く」が、(26)の「わっはっはと、にっこり」などは「笑う」が含意する動作の特徴を、その動詞が表す動きのサマとして表すものである。このように、列挙された副詞的修飾成分はすべて、被修飾成分の素材概念に含意される可能性がある。つまり「よちよち、のっしのっしと」などは、「歩く」が表す動作の特徴としての共通したひとつの意味タイプ<sup>\*15</sup>に属していると考えられるのである。言い換えれば、被修飾成分である動詞「歩く」は「よ

ちよち、のっしのっしと」などを含む、ひとつの意味タイプを具有していると考えられる。すなわち、被修飾成分が具有する素材概念とは、あるひとつの個別的な意味ではなく、共通した意味を持つと考えられる個別的な意味を包摂する意味範疇であると考えられる。これが先行研究の言説から抽出できる修飾関係の第二の性質「被修飾成分の素材概念の範疇性」である。(4)に挙げた堀（1941）の言説「内在的なもの」というのは、被修飾成分の意味範疇に含まれる修飾成分の意味を指しているものと考えられるし、(20)に挙げた石神（1977）における、修飾語の意義を被修飾語である動詞の意義が階層関係として含む、という指摘も、被修飾成分の意義が意味範疇であることを示唆していると考えられる。

このような、被修飾成分の素材概念に範疇的性質を指定していると捉えられる見解は仁田（2002）にも見られる。本節の最後に、その言説を引用し、確認しておく。

- (27) 動作や変化などが成り立った時、言い表されているか否かに拘わらず、それらは、常に、何らかのあり方を含んで成り立っているのである。たとえば、「抱キ合ウ」という動作は、「固ク抱キ合ウ」「軽ク抱キ合ウ」「激シク抱キ合ウ」「優シク抱キ合ウ」「スバヤク抱キ合ウ」などといったふうに、何らかの「抱キ合ウ」という動作の実現のされ方を含んで成り立っているのである。

（仁田 2002 pp.44-45）

仁田のこの指摘は、被修飾成分である動詞が持つ素材概念が、修飾成分の具体的な素材概念を包含する範疇的なものであることを示唆している。

### 3. 修飾関係の概念規定

#### 3.1. 集合論的観点からの再規定

前節までに見たように、修飾限定に関する先行研究の知見は、用語や概念の形式性や一般性が低く、各見解が並行的な言及にとどまっているものの、多くの示唆に富むものである。前節では先行研究の言説から、修飾関係に関わるふたつの重要な性質「修飾限定における意味的関連性要件」および「被修飾成分の素材概念の範疇性」を抽出した。特に後者は重要である。なぜなら、修飾限定とは被修飾成分の素材概念に対する意味操作であるから (cf. 北原 1981b)，修飾限定の対象となる被修飾成分の素材概念が意味的なまとまり、つまり集合であるということは、修飾限定の仕組みを捉える上で大きな鍵になると考えられるからである。そこで本節では、修飾関係に関わる意味が集合性を備えていることに注目し、集合性の観点から、上

記のふたつの性質を規定する。概念規定に際しては、集合性を扱う理論である集合論で定義された用語を援用することにする。集合論の用語は多くの意味理論の基盤に採用されているため、独自の概念を導入することの弊害を避けることができる。また、非形式的な言及によって示唆されていた知見を明確にできると考えられる<sup>\*16</sup>。

さて、前節で述べた被修飾成分が具有する意味タイプとしての素材概念は、集合論の用語を用いて言えば「集合 (set)」であると考えられる。これに対して、修飾成分が具有する素材概念は、集合に含まれるもの、つまり「要素 (member)」であると考えられる<sup>\*17</sup>。

前述したように、修飾限定を行う修飾関係が正しく成立するときには、修飾成分と被修飾成分との間には何らかの意味的対応関係がなければならなかった。このような修飾関係の成立要件を集合と要素という関係から、次のように規定する。

#### (28) 修飾関係の成立要件（第1案）

修飾関係は、修飾成分の素材概念が、被修飾成分の素材概念である集合の要素であるとき成立する。

この(28)をもとに修飾限定のあり方を整理してみる。修飾成分の素材概念が、被修飾成分の集合の要素であるときに修飾関係が成立するならば、修飾限定は、次のように考えることができる。(25)を例にとると、動詞「歩く」は、歩き方に関する細分化された類型的意味の集合（意味範疇【歩くサマ】と仮称する）を具有する<sup>\*18</sup>。副詞的修飾成分「せかせか、よちよち、のっしのっしと、…」などのそれぞれの個別の意味はすべて、被修飾成分「歩く」が具有する意味範疇【歩くサマ】に含まれる要素であり、意味範疇【歩くサマ】を修飾限定することができる潜在的候補である。いま、副詞的修飾関係「よちよち歩く」が成立したとき、意味範疇【歩くサマ】の要素は「よちよち」であり、このとき、「せかせか、のっしのっしと、…」など、そのほかの要素はすべて潜在的候補から除外されることになる。このような考え方には、先の北原（1981b）や、次の仁田（2002）などの言説と基本的に同じである。

(29) 「血はドクドクふき出す」は、主に、「フキ出ス」という動きが、その展開過程において呈する<動きの強さ・烈しさ>とでも言えばよい側面を取り上げ、それが「ドクドク」というありようをしている——つまり「ピュッピュット」や「ドバドバ」というありようではない——ことを示すことによって、動きの実現のされ方を限定し特徴づけたものである。 (仁田 2002 p.48)

以上から、修飾限定の機能を次のように規定する。

### (30) 修飾限定（第1案）

「修飾限定（する）」とは、修飾成分が、被修飾成分の素材概念である意味範疇の要素を、修飾成分の素材概念にすることをいう。

次節では、上記のふたつの概念規定によって説明される現象、および概念規定に対する反例を挙げ、概念規定の修正を行う。

### 3.2. 概念規定の検証と修正

まず、修飾限定の概念規定(30)を裏付ける現象を示す。「歩く」の具有する意味範疇〔歩くサマ〕に含まれる潜在的候補であると考えられる要素でも、他の対立要素と修飾関係を構成した被修飾成分と副詞的修飾関係を構成することはできない。

(31)\*冬美が庭をのっしのっしとよちよち歩いた。

(32)\*秋江がわははははとくすりと笑った。

これは修飾成分の意味「のっしのっしと」が、「よちよち」によって修飾限定を受けた「歩く」の意味範疇〔歩くサマ〕に含まれない（＝要素ではない）ためと考えることができる。同様に「わははははと」の意味が「くすりと」によって修飾限定を受けた「笑う」の意味範疇には含まれないので、「わははははと」と「(くすりと)笑う」とが修飾関係を構成することができないと考えられる<sup>\*19</sup>。この現象は被修飾成分の程度概念を修飾限定する程度修飾成分においてもほぼ同様に見られる。

(33)?冬美の友だちの中では、夏子がとても非常に可愛い。<sup>\*20</sup>

(34)?生徒の出身国を見ると、韓国がずいぶんかなり多い。

(30)に従えば、修飾限定をうけた被修飾成分の意味範疇には修飾成分の具有する意味しか含まれていないために他の修飾成分による修飾限定を受けない。このように、ひとつの個別的意味しか含まれていない意味範疇は、その性質から「単集合（singleton set<sup>\*21</sup>）」に相当すると考えられる。よって、先の修飾限定の概念規定（第1案）は次のように改良できる。

### (35) 修飾限定（第2案）

「修飾限定（する）」とは、修飾成分が、被修飾成分の素材概念である意味範

疇を、修飾成分の素材概念だけを要素とする単集合にすることをいう。<sup>\*22</sup>

では、(28)と(35)の概念規定からは、次の例はどのように説明されるであろうか。

(36) ??夏子がげらげらとげらげらと笑った。

(36)では、副詞的修飾成分「げらげらと」の意味は、「げらげらと」によって修飾限定を受けた被修飾成分「(げらげらと)笑う」の意味範疇に含まれる唯一の要素であり、先の(28)の修飾関係の成立要件（第1案）および(35)の修飾限定（第2案）に違反していないにも関わらず不自然である<sup>\*23</sup>。しかし、これも被修飾成分の意味範疇の性質から説明できる。すなわち、単集合である意味範疇を修飾限定することはできない。その理由は、第一に、単集合はひとつしか要素を持たず、その要素以外の意味が含まれないので、その要素以外の意味による修飾限定は修飾関係の成立要件に抵触する。第二に、単集合をさらに単集合化しても限定することにはならないため、修飾限定の関係が成立しないと考えられる。よって、修飾関係が成立する被修飾成分の意味範疇は、その基本的性質は単集合ではないと考えられる<sup>\*24</sup>。そして、このことから、修飾関係の成立要件（第1案）も次のように修正される。

(37) 修飾関係の成立要件（第2案）

修飾関係は、修飾成分の素材概念が、被修飾成分の素材概念である意味範疇の要素であるとき成立する。ただし、被修飾成分の意味範疇が単集合であるときは成立しない。<sup>\*25</sup>

#### 4. おわりに

本稿では、修飾関係の成立要件および修飾限定という意味操作の仕組みについて、先行研究の知見を集積し、修飾・被修飾成分の素材概念の集合性という観点からの概念規定を提示した。本稿の議論は、国語学的研究成果を活用することを重視したため、修飾関係のより厳密な数学的形式化を提示するには至らなかった。しかし、これまで理論的側面が立ち遅れていた副詞研究において、副詞的修飾関係の概念規定を検討する本稿の試みは、段階的であり、今後の副詞研究の多角的展開に寄与することが期待される。特に、修飾成分と被修飾成分の素材概念の間の集合的関係は、副詞的修飾関係の意味解釈における被修飾成分の素材概念の重要性を示唆するという意味で重要である。本稿の概念規定に従えば、副詞的修飾関係の意味解釈をめぐる問題は、被修飾成分のどのような意味範疇が素材概念として関わっているかとい

う点に帰着することになり、これによって、副詞的修飾という関係概念のより本質的な性質の解明に向かう道筋のひとつが明確に示されることになると思われる。

## 注

\*1 中右（1980）、仁田（1993）などを参照。

\*2 矢澤（1983）、仁田（1983b）などを参照。

\*3 渡辺（1990）、佐野（1998a, 1998b）などを参照。

\*4 本稿の考察対象となる副詞的修飾成分は北原（1973, 1975, 1981a, 1981b）の構文体系における「連用修飾成分」から、仁田（1993）における「言表態度修飾語」に相当する陳述修飾成分、叙述修飾成分を除外したものである。つまり、仁田（2002）における「命題内修飾成分」には相当する。仁田 2002 で状況成分に分類される時格修飾成分については、当面の考察対象からは外すことにする。

\*5 安井（1983）は修飾の概念規定における閉塞的状況を指摘した上で、情報構造の観点からの展開を示唆しているが、それでも「意味的にはどうか」というと、やはり、「限定」ということに帰着するとしてよいように思われる。（中略）修飾という意味現象の中核に、限定という語によって示される機能の存在していることを否定することはできないであろう。（p.15）」とし、修飾限定という概念が依然重要であることを示唆している。

\*6 橋本進吉（1938）は、「修飾限定」という用語について、いわゆる陳述副詞による修飾関係に意味の限定が見られないことから、修飾語の説明には採用せず、修飾の機能を「修飾される語の意味を委しく、定めること（p.227）」としている。これは陳述修飾成分も格成分も一括してしまう橋本の構文体系からの帰結であり、結論自体は採用できないが、命題外副詞と命題内副詞の修飾のあり方が異なることを指摘し、用語の定義に配慮していた点は評価されてよいと思われる。

\*7 この言説は厳密には修飾格の規定である。山田が品詞としての副詞と構文的機能としての修飾格を区別していたことは、ともすれば看過されがちであるが、考察対象を構文成分の観点から指定する現在の多くの副詞研究の立場から見ても、やはり卓見である。

\*8 国語学における「修飾」という術語の扱いと問題点については塙原（1973）が詳しい。

\*9 北原（1973, 1975, 1981a, 1981b）はいわゆる格成分と副詞的修飾成分との区別を構文論的観点から論証している。

\*10 矢澤（1983）による情態修飾成分の分類では、動作・作用のあり方を表わす様態相修飾成分の下位類、過程相修飾成分に属する「進行相修飾成分」とされる。

\*11 石神はこれを文法的ではあるとして、非文にはしない。しかし、修飾関係が文法的関係のひとつである以上、語用論的含意、特殊な文脈、「強要（外池 1996）」などによる意味的整合化がないかぎり、修飾関係の不成立は非文法的であると考えるべきであろう。

本稿では、このような例は非文法的であると判断する。

\*12 渡辺が連体修飾関係を例に出している理由は、渡辺が「清らかに」という形容動詞の連用形副詞的用法を認めないこと、渡辺の文法体系では、命題内副詞は程度副詞しかなく、程度副詞には意味的な共起制限がないと考えていることによる（渡辺 1971, 1983）。

(i) とても→清らかだ・美しい・つまらない

のように、如何なるものであろうとこれと共に起する。（渡辺 1983p.7）

しかし、これは妥当ではない。程度副詞（程度修飾成分）にも共起制限はある、スケール的程度概念を具有しない成分とは修飾関係を成立させることができない。

(ii) \*とても→5だ・等しい・死んだ

渡辺の構文論が孕んでいた連体修飾と連用修飾の間の不整合性は北原の構文体系によって解消され、ともに統一的な修飾機能のもとに還元されることになるため、ここで渡辺が連体修飾関係を例に挙げていることは大きな問題ではない。重要なことは、渡辺を含む多くの論考において、修飾限定の意味的関連性が措定されていることである。

\*13 「素材概念」とは、渡辺（1971）、北原（1981b）などで用いられる術語で、構文成分に備わる実質的な意味を指す。渡辺、北原の構文論においては、素材概念とともに構文成分に具有される構文的職能が重要な論点であったために、素材概念の内的性質に関する議論はほとんどない。ただし、北原によって、修飾関係が統語的職能とは関係せず、構文成分の素材概念だけに関わる関係概念であることが論証されていることは非常に重要である。また、後述するように、本稿は被修飾成分の素材概念は個別的な意味ではなく、ひとつの意味タイプの集合、意味範疇であると考えるが、国語学的構文論における素材概念に対して集合論的な位置付けを与えた論考は皆見の限り、見当たらない。

\*14 英語では別個の動詞として語彙的に表される動作の具体的な様態は、日本語においては副詞的修飾成分による修飾限定によって表現される（cf. 松本 1996）。

\*15 ここでいう意味タイプとは、仁田（1983b, 2002）が副詞的修飾成分を分類するうえで抽出している〈力の強さ〉〈動きの早さ〉〈動きの質〉などに相当する概念である。このような被修飾成分（述語動詞句）の意味的側面の措定は新川（1979）、矢澤（2000）などにも見られ、副詞的修飾関係における意味的関連性を捉える際に有用な概念であるが、厳密な概念規定や形式化は、副詞研究・動詞研究双方の今後の課題のひとつであろう。

\*16 集合論の用語の定義等については、Partee（1978）、松本（1999）、金水・今仁（2000）に従う。ただし、ここで強調しておきたいのは、本稿の目的が修飾関係を数学的に形式化することではないということである。本稿は、多くの先行研究に見られる修飾関係に関する見解から、修飾関係の一般的な性質を抽出すること、そしてそれを副詞研究史の蓄積の上に位置づけようとするものである。集合論の用語を援用するのは集合性を備える素材概念を的確に捉えるため的一般性の高い形式化として有用だからである。本稿の議

論の延長に修飾関係のより厳密な集合論的形式化が期待されることは否定しないし、その可能性も視野には入っているが、それは本稿の当面の関心の範囲を超えていて。

\*17 「集合 (set)」および「要素 (member)」の定義：A *set* is an abstract collection made up of *members* or *elements*; the *members* may be concrete objects or abstractions of some sort themselves. (Partee1978. p.1)

\*18 ある語彙がどんな意味範疇を具有しているかという原始的意味カテゴリの問題は、本発表の関心の範囲にはない。

\*19 たとえば、次のような例は複数の副詞的修飾成分がひとつの被修飾成分を修飾限定しているが、完全に正文である。

(i) 春江がほんの少しにやりと笑った。

これは、含まれる意味範疇の違いから説明できる。つまり、修飾成分「ほんの少し」が要素として含まれる意味範疇は【量】であるのに対して、「にやりと」の意味範疇は【笑うさま】であると考えられ、それぞれが異なる意味範疇に対する修飾限定を行っていいるため、衝突しないと考えられる。これも本稿の概念規定から推論される。

\*20 これを文法的とする話者がいるとすれば、その修飾関係は【とても【非常に可愛い】】であると考えられる。これを許す話者は【非常に可愛い】全体がさらに程度概念を具有していると認識していると考えられるが、これは本発表の修飾限定の概念規定には抵触しない。程度修飾成分と情態修飾成分の相違点のひとつは、この「程度概念を具有していると認識できるか」という主観的介在性にあると思われる。程度の修飾関係については、規定すべき問題が残っているが、これについては今後の課題とする。

\*21 「単集合 (singleton set)」の定義：Singleton sets. The set  $\{x\}$  whose only member is  $x$  is called the singleton set of  $x$  or the unit set of  $x$ . (Partee1978 p.4)

\*22 集合論からより正確に捉えるならば、修飾限定された素材概念とは、被修飾成分の素材概念という集合とその集合の要素である修飾成分の素材概念という集合の「積集合 (intersection: The intersection of  $A$  and  $B$ ,  $A \cap B$ , is the set of all elements which belong to both  $A$  and  $B$ . (Partee1978 p.6))」であると考えられる。ここでいう「単集合にする」とは、その積集合が修飾成分の素材概念のみを要素とする単集合であるということを指している。形式的にはやや不正確な記述ではあるが、正確な集合論的定義が現在の副詞研究が抱える理論的問題を直ちに解決することには必ずしも直結しないと思われる所以、本稿ではこのように規定しておくことにする。

\*23 これに似た例で(35)の反例と思われるような現象がある。

(i) a. 夏子がげらげらげらげら笑った。

cf. 夏子がげらげらげら笑った。

b. 夏子がげらげらげらげらと笑った。

cf. 夏子がげらげらと笑った。

しかし、「ーと」語尾を伴わない「げらげら」の連続や、後続する「げらげら」だけが

「一と」語尾を伴う形式がふたつの副詞的修飾成分（「げらげら」+「げらげら」、「げらげら」+「げらげらと」）であることは証明できない。一方、「一と」語尾を伴った形式の連続、および「一と」語尾を伴う形式が先行する場合には、明らかに不自然になる。

(ii) a. ??夏子がげらげらとげらげらと笑った。 (= (36))

b. ??夏子がげらげらとげらげら笑った。

このことから、(i)の副詞的修飾成分は単一の副詞的修飾成分（「げらげらげらげら」、「げらげらげらげらと」）であり、概念規定の反例にはならないと考えられる。一方、(ii)の場合は、単集合化された意味範疇への修飾限定なので、概念規定から説明できる。

「一と」語尾の有無と情態修飾成分の意味の異同については、さらに考察を深めたい。

\*24 補足すると、概念規定からも導かれるように、被修飾成分の意味範疇は単集合ではないと同時に、「空集合 (null set: the *null set* is the set which has no member at all. (Partee.1978 p.4))」でもない。

\*25 単集合の意味範疇は、被修飾成分の意味範疇の要素となる修飾成分の素材概念と性質上等しいと考えられる（集合も集合の要素になりうる）。これを敷衍すると、修飾成分の素材概念もその語彙的意味のみを含む単集合ということになる。これによって、修飾・被修飾成分の意味を集合性の観点から統一的に捉えることができるとともに、情態修飾成分と情態修飾成分、程度修飾成分と程度修飾成分が修飾関係を構成しないことも統一的に説明できることになる（程度修飾成分は情態修飾成分の意味範疇【程度】を修飾限定することができる）。

## 参考文献

- 石神照雄 (1977) 「連用修飾の構造——動詞文における属性の立体的表現——」『国語学研究』16 東北大学文学部国語学研究室 『国語学研究』刊行会
- 北原保雄 (1973) 「補充成分と連用修飾成分——渡辺実氏の連用成分についての再検討——」『国語学』95集
- 北原保雄 (1975) 「修飾成分の種類」『国語学』103集
- 北原保雄 (1981a) 『日本語の世界 6 日本語の文法』 中央公論社
- 北原保雄 (1981b) 『日本語助動詞の研究』 大修館書店
- 金水敏・今仁生美 (2000) 『現代言語学入門 4 意味と文脈』 岩波書店
- 佐野由紀子 (1998a) 「程度副詞と主体変化動詞との共起」『日本語科学』3 国立国語研究所
- 佐野由紀子 (1998b) 「比較にかかる程度副詞について」『国語学』195集
- 新川忠 (1979) 「「副詞と動詞のくみあわせ」試論」『言語の研究』 むぎ書房
- 田中義廉 (1874) 『小学日本文典』 猫穴書屋

- 塚原鉄雄（1973）「修飾語とは何か」『品詞別日本文法講座5 連体詞・副詞』 鈴木一彦  
・林巨樹編 明治書院
- 寺村秀夫（1991）『日本語のシンタクスと意味』 第Ⅲ巻 くろしお出版
- 外池俊幸（1996）「強要——不完全な文を解釈することを強要された場合に我々に出来ること——」『日文研叢書 10 制約に基づく日本語の構造の研究』 郡司  
隆男編 國際日本文化研究センター
- 中根淑（1876）『日本文典』 森屋治兵衛
- 中右実（1980）「文副詞の比較」『日英語比較講座2 文法』 國廣哲彌編 大修館書店
- 仁田義雄（1983）「動詞に係る副詞的修飾成分の諸相」『日本語学』 vol.2-10 明治書院
- 仁田義雄（1993）「現代語の文法・文法論」『日本語要説』 工藤浩ほか編 ひつじ書房
- 仁田義雄（2002）『副詞的表現の諸相』 くろしお出版
- 橋本四郎（1975）「修飾——連用と連体——」『国語シリーズ別冊2 日本語と日本語教  
育（文法編）』 文化庁
- 橋本進吉（1938）『改革新文典別記口語篇』 富山房
- 堀重彰（1941）『日本語の構造』 研究社（日本語文法研究書大成4 北原保雄・古田東  
朔編 1997 勉誠社）
- 松本裕治（1999）「数理言語学」『岩波講座言語の科学8 言語の数理』 長尾真・中川裕  
志・松本裕治・橋田浩一・Bateman, John 共著 岩波書店
- 松本曜（1996）「空間移動の言語表現とその拡張」『日英語比較選書 6 空間と移動の表  
現』 田中茂範・松本曜共著 研究社出版
- 矢澤真人（1983）「情態修飾成分の整理——被修飾成分との呼応及び出現位置からの考察  
——」『日本語と日本文学』 筑波大学国語国文学会 第3号
- 矢澤真人（2000）「副詞的修飾の諸相」『日本語文法1 文の骨格』 仁田義雄・村木新次  
郎・柴谷方良・矢澤真人共著 岩波書店
- 安井稔（1983）「修飾ということ」『日本語学』 vol.2-10
- 山田孝雄（1908）『日本文法論』 宝文館
- 渡辺実（1971）『国語構文論』 塙書房
- 渡辺実（1983）「副用言総論」『日本語学』 vol.2-10 明治書院
- 渡辺実（1990）「程度副詞の体系」『上智大学国文学論究』 23
- Partee, B. H. (1978) *Fundamentals of mathematics for linguistics*, D. Reidel Publishing.
- 『日本語学キーワード辞典』 1997 小池清治・小林賢次・細川英雄・犬飼隆編 朝倉書店

いもと りょう／文芸・言語研究科  
(2002年6月27日 受理)